紀宝町 臨時職員・非常勤職員 登録制度のご案内

紀宝町では、本庁舎や出先機関で任用する臨時職員や非常勤職員を職種別に登録し、 必要に応じて登録者の中から任用する「臨時職員・非常勤職員登録制度」を実施しています。

登録職種や手続きは、下記のとおりですので、新規に登録を希望されるかたは、役場総務課に必要書類を提出し、登録手続きを行ってください。

なお、任用者の確保が困難な場合を除き、任用年齢は65歳までです。

また、任用は必要に応じて随時行っており、登録していただいても任用がない場合も ございますので、ご了承ください。

1. 登録職種・内容

①一般事務職・・・・・・役場等での業務

②保育士・保育補助員・・・町立保育所での保育業務

③幼稚園講師・・・・・幼稚園での保育業務

4調理師・・・・・・・町立保育所での給食調理業務

⑤保健師・・・・・・・・保健センターでの保健業務

⑥看護師・准看護師・・・・相野谷診療所、保健センター等での看護業務

⑦介護支援専門員・・・・・地域包括支援センターでの介護予防ケアマネジメント業務

⑧管理栄養士・栄養士・・・相野谷診療所、保健センター等での栄養指導業務

⑨歯科衛生士・・・・・・保健センターでの歯科衛生指導業務

⑩調理補助員・・・・・・給食センター等での調理補助業務 ※非常勤職員に限る

①給食センター運転手兼調理補助員・・給食センターでの配送車運転・調理補助業務 ※非常勤職員に限る

②清掃作業員・・・・・・塵芥収集業務 ※非常勤職員に限る

③運転手・・・・・・・大型バスの運転業務 ※非常勤職員に限る

(4) 用務員(校務員)・・・ 町立学校等での用務(校務)

⑤教育支援要員・・・・・ 町立学校等での生活介助を要する児童生徒の支援業務 ※非常勤職員に限る

2. 登録資格

①一般事務職・・・・・・パソコンなどの操作ができるかた

②保育士・・・・・・・保育士の国家資格を有するかた、または任用までに取得見込みのかた

保育補助員・・・・・・保育士資格は問いません

③幼稚園講師・・・・・・幼稚園教諭の国家資格を有するかた、または任用までに取得見込みのかた

④調理師・・・・・・・調理師の国家資格を有するかた、または任用までに取得見込みのかた

⑤保健師・・・・・・・保健師の国家資格を有するかた、または任用までに取得見込みのかた

⑥看護師・・・・・・看護師の国家資格を有するかた、または任用までに取得見込みのかた

准看護師・・・・・・准看護師の都道府県資格を有するかた、または任用までに取得見込みのかた

(7)介護支援専門員・・・・・介護支援専門員の都道府県資格を有し(または、保健師、社会福祉士、経験ある)

看護師、高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事)、

自動車運転免許(普通)を有し、パソコンの操作ができるかた

®管理栄養士・・・・・・管理栄養士の国家資格を有するかた、または任用までに取得見込みのかた

栄養士・・・・・・・栄養士の国家資格を有するかた、または任用までに取得見込みのかた

⑨歯科衛生士・・・・・・歯科衛生士の国家資格を有するかた、または任用までに取得見込みのかた

⑩調理補助員・・・・・・調理師資格は問いません

①給食センター運転手兼調理補助員・・自動車運転免許(普通)を有するかた

- ⑫清掃作業員・・・・・・自動車運転免許(普通)を有し、2トン車の運転ができるかた
- ③運転手・・・・・・・自動車運転免許(大型一種)を有するかた
- ⑭用務員(校務員)・・・ 資格は問いません
- ⑤教育支援要員 ・・・・・ 資格は問いません

3. 登録受付期間

随時受付中。

午前8時30分から午後5時15分まで(※土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)

4. 登録手続き

次の書類を、役場総務課まで提出してください。

- (1) 登録申請書・・・・紀宝町役場所定の様式
- (2) 履歴書・・・・・紀宝町役場所定の様式
- (3) 資格(免許)証の写し・・・保育士、幼稚園教諭、調理師、保健師、看護師、准看護師、 介護支援専門員(運転免許証含む)、管理栄養士、栄養士、 歯科衛生士、給食センター運転手兼調理補助員(運転免許証)、 清掃作業員(運転免許証)、運転手(運転免許証)

5. 登録期間

登録の日から2年間。ただし、任用された場合は、任用開始日の前日まで。

6. 任用条件

- (1) 臨時職員
 - ・勤務時間・・・・正規職員の勤務時間(例:午前8時30分~午後5時15分)と同じ
 - 任用期間・・・・6か月以内(更新は1回のみ)
 - ・その他・・・・その他の条件は、紀宝町臨時職員取扱要綱による
- (2) 非常勤職員
 - ・勤務時間・・・・正規職員の1週間あたりの勤務時間の4分の3以内で、町長が定める 勤務時間
 - ・任用期間・・・・1年以内
 - ・その他・・・・その他の条件は、紀宝町非常勤職員取扱要綱による
- 7. 給料単価(※令和元年度~)
 - (1)日給 (臨時職員・非常勤職員)・・・7時間45分勤務
 - ①一般事務職 7, 100 円 ②保育士 7, 900 円 保育補助員 7, 100 円 ③幼稚園講師 7, 900 円
 - ④調理師 7,500 円 ⑤保健師 10,100 円 ⑥看護師 9,500 円 准看護師 7,800 円
 - (7)介護支援専門員 9,500 円 (8)管理栄養士 8,900 円 栄養士 7,900 円 (9)歯科衛生士 7,900 円
 - (14)用務員(校務員) 7.100円
 - (2) 時間給 (非常勤職員)
 - ①一般事務職 920 円 ②保育士 1,020 円 保育補助員 920 円 ③幼稚園講師 1,020 円
 - ④調理師 970 円 ⑤保健師 1,310 円 ⑥看護師 1,230 円 准看護師 1,010 円
 - ⑦介護支援専門員 1,230 円 ⑧管理栄養士 1,150 円 栄養士 1,020 円 ⑨歯科衛生士 1,020 円
 - ⑩調理補助員 920 円 ⑪給食センター運転手兼調理補助員 920 円 ⑫清掃作業員 1,130 円
 - ③運転手 1,130 円 (4)用務員(校務員) 920 円 (5)教育支援要員 920 円

● 登録申請・問い合わせ先

紀宝町役場 総務課(臨時職員·非常勤職員登録担当係)

〒519-5701 三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿324番地

電話 0735-33-0333 FAX 0735-32-3061